

新型コロナの医療提供体制の
拡充等を提案

2 感染症対策の 3法案

悠長な政府に先駆けて法改正を提案

岸田首相は2021年10月、205回臨時国会の所信表明演説で「医療資源の確保のための法改正」を明言したが、208回通常国会での法案提出を見送った。結局、政府が医療分野の新型コロナ対策関連として208回通常国会に提出した法案は、緊急薬事承認制度創設を柱とした「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案」のみだった。

一方、立憲民主党は208回通常国会で、速やかに医療提供体制を拡充し、有用な治療薬を確保するため、①オミクロン・感染症対策支援法案、②「コロナかかりつけ医」法案、③特定医薬品特措法案を衆議院に提出した。

「自宅放置死」を防ぐ制度を提案

3法案の主な内容は、①医療提供体制確保のために都道府県等が医療機関と協定を締結できるようにすること、国の司令塔機能の強化策、②重症化リスクが高い人等が確実に医療を受けられる「コロナかかりつけ医」制度の創設、③国主導で有用な治療薬を迅速に確保するための仕組みの創設である。3法案は政府案とともに審議された。

新型コロナの患者が自宅で放置されて亡くなるケースが相次いだため、立憲民主党は「コロナかかりつけ医」制度を速やかに創設するよう強く訴えた。しかし、岸田首相は「かかりつけ医等の議論については、丁寧に進めさせていただく」等と答弁するだけで、速やかな創設を拒んだ。3法案は与党等の反対によって否決された。

すべての子ども・子育てへの
支援

3 子育て世帯への 10万円給付

10万円給付はクーポンではなく現金で

政府は2021年11月、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業」として18歳までの子どもへの10万円相当の給付を決定した。政府は当初、10万円のうち5万円は同年末までに現金で、残りの5万円はクーポンで2022年6月までに支給するとした。それに対して立憲民主党は、クーポンは使い勝手が悪いうえ、同年7月の参議院選挙目当てであることを指摘し、現金一括給付の3倍の事務費がかかることなどを明らかにした。

立憲民主党は、これらを改善するために、地方自治体が地域の実情に応じて自主的に支給方法を決められるようにし、事務経費や事務負担の軽減、迅速な給付、住民の意向の反映などが可能となるよう、子ども給付金全額現金給付可能法案を207回臨時国会で衆議院に提出した。

法案は成立しなかったが、政府は、この提案を受け、現金一括給付を容認し、結果的に全国1741市区町村のうち、1402団体が現金一括給付を行った。

離婚後ひとり親世帯への支給を実現

政府は支給時期を急ぐあまり、制度設計がずさんであり、支給基準日である2021年9月1日以降に離婚した場合に、実際に子どもを養育している者が支給を受けられないケースも発覚した。

立憲民主党は、現に養育している親が受給できるように2021年12月に政府に申し入れるとともに、208回通常国会で離婚世帯子ども給付金支給法案を衆議院に提出し、政府に制度改正を求めた。その結果、政府は国の責任で支給すると方針転換した。